

新規事業評価調書

事業名	災害拠点病院支援施設整備事業																							
所在地	大阪市住吉区大領（大阪府立急性期・総合医療センター敷地ほか）																							
事業概要	目的	大阪府地域防災計画により、基幹災害医療センターとして指定されている大阪府立急性期・総合医療センターの災害時医療体制を支援することを目的とする。 また、平時は障害者医療リハビリテーションフロア等として活用する。																						
	内容	<p>【計画施設】</p> <p>災害拠点病院には、施設要件として、災害等による患者の多数発生時に対応可能なスペース（入院患者については通常時の2倍、外来患者については通常時の5倍程度を想定に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペース）を有することが望ましいとされていることから、病院本体で確保できるベッド380床以外の398床分及び外来患者を受け入れるスペースを当該施設において確保する。</p> <p>構造：RC3階 延床面積：約4,800㎡ 敷地面積：約5,400㎡（肢体不自由者更生施設と共用） 対応策等：簡易ベッドを直ぐに設置できる構造であること。 医療用ガス配管が整備されていること。 大型エレベータの確保 耐震性を備えていること。 水・電気等のライフラインの維持機能を有すること。</p> <p>主要な施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害時</th> <th>平常時</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨時病棟</td> <td>講堂 リハビリ室</td> <td>1,987㎡</td> </tr> <tr> <td>トリージフロア （傷病者の治療優先順位を決定する場所）</td> <td>テクノエイド 待合室等</td> <td>348㎡</td> </tr> <tr> <td>救急初診室、処置室、臨時検査室、医局、薬局等</td> <td>障害者医療診察室 言語療法室等</td> <td>1,281㎡</td> </tr> <tr> <td>倉庫、霊安室</td> <td>倉庫</td> <td>388㎡</td> </tr> <tr> <td>共用部（廊下、トイレ等）</td> <td></td> <td>796㎡</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>4,800㎡</td> </tr> </tbody> </table>		災害時	平常時	面積	臨時病棟	講堂 リハビリ室	1,987㎡	トリージフロア （傷病者の治療優先順位を決定する場所）	テクノエイド 待合室等	348㎡	救急初診室、処置室、臨時検査室、医局、薬局等	障害者医療診察室 言語療法室等	1,281㎡	倉庫、霊安室	倉庫	388㎡	共用部（廊下、トイレ等）		796㎡	計		4,800㎡
	災害時	平常時	面積																					
	臨時病棟	講堂 リハビリ室	1,987㎡																					
	トリージフロア （傷病者の治療優先順位を決定する場所）	テクノエイド 待合室等	348㎡																					
救急初診室、処置室、臨時検査室、医局、薬局等	障害者医療診察室 言語療法室等	1,281㎡																						
倉庫、霊安室	倉庫	388㎡																						
共用部（廊下、トイレ等）		796㎡																						
計		4,800㎡																						
事業費	約21億円 <想定内訳> 建物工事費20億円、機器整備関係費1億円 （建築単価 約41万円/㎡） 用地費については、会計間の交換によるため不要（病院会計 一般会計）																							
維持管理費	約40百万円/年																							
関連事業	・肢体不自由者更生施設等の整備 身体障害者を入所させ、医学的、心理的、職業的更生のための身体機能改善や自立に向けた治療及び訓練等行う。																							
事業手法	・プロポーザル方式による更生施設等基本計画策定担当業者の選定 ・身体障害者福祉センター再編整備基本計画検討会（身障C、大阪府立急性期・総合医療センター、障害施設課、地域保健課、医療対策課、病院事業局）において事業内容等を検討																							

上位計画等の位置づけ	大阪府地域防災計画 総則 災害予防対策 府は、後方医療体制を充実するため、機能別・地域別に災害医療の拠点となる「災害医療機関」を設定し、連携体制を推進する。 基幹災害医療センター 地域災害医療センターと同様の機能に加え、災害医療の研修機能を有する基幹災害医療センターを整備する。 基幹災害医療センターは地域災害医療センターの活動に加え、患者の広域搬送にかかる地域災害医療センター間の調整を行う。 府立の病院改革プログラム（H15.3） 大阪府立病院は、災害医療への対応を含め、救命救急医療、循環器医療などの高度な急性期医療のセンター機能を果たす。 基幹災害医療センターとして、府域の災害拠点病院に対する支援機能を拡充する。	
	優先度	<緊急性・必要性> ・阪神淡路大震災（H7）を教訓として、災害発生時における初期救急医療体制の充実強化の必要性が高まっていること ・「災害時における初期救急体制の充実強化について（平成8年5月10日付厚生省健康政策局長通達）による災害拠点病院指定要件を満たす必要があること
事業の進捗予定	事業段階ごとの進捗予定と効果	平成14年度 府立の病院改革プログラム策定 平成15年度 基本計画策定 平成16年度 基本・実施設計 平成17・18年度 本体工事
	完成予定年	平成19年3月
事業を巡る社会経済情勢	事業目的に関する諸状況	阪神・淡路大震災（平成7年）を教訓として、災害発生時における初期救急医療体制の充実強化の必要性が高まり、国において、「災害時における初期救急医療体制の充実強化について」（平成8年5月10日）の通知により、災害時における初期救急医療体制の充実強化策が提示された。 災害時における初期救急医療の充実強化策 ・地方防災会議等への医療関係者の参加の促進 ・災害時における応援協定の締結 ・広域災害・救急医療情報システムの整備 ・災害拠点病院の整備 <u>国から基本的な整備基準が示されている。</u> ・災害医療に係る保健所機能の強化 ・災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施 ・災害時における消防機関との連携 ・災害時における死体検案体制の整備
	地元等の協力度	国（厚生労働省）は、医療施設等施設整備補助金交付要綱の事業項目の中に、『基幹災害医療センター施設整備事業』を設け、平成8年5月10日健政発第435号厚生省健康政策局長通知「災害拠点病院整備事業について」に基づいて実施する、都道府県が行なう基幹災害医療センター施設整備事業について、補助金を交付できることとなっている。  大阪市（保健所） 調整中

(事業名：災害拠点病院支援施設整備事業)

事業効果の定量的分析	費用便益分析	具体的な便益内容	受益者	費用便益比	備考
				府民(災害による被災者)	-
	その他の指標(代替指標)	災害時の入院体制の充実(現行1,158床 1,556床)			
事業効果の定性的分析	安全・安心	災害時において、被災患者を受け入れ、治療・搬送のための支援を行うことにより、災害発生時における府民の安全を守る効果が期待できる。災害時に受入れ可能なスペースを確保することにより、患者への適切な治療行為が行なえる。大阪府立急性期・総合医療センターに隣接することにより同センターの医療の総合力を発揮することができる。			
	活力				
	快適性	応援スタッフの仮眠室等を設置することにより、医療従事者の休憩を確保することが可能となり、その能力の維持が図れる。			
	その他	平時は、大阪府立急性期・総合医療センターの障害者医療やリハビリテーション医療施設として活用するとともに、肢体不自由者更生施設の訓練フロア等として活用する。			

自然環境等への影響と対策	大阪府立急性期・総合医療センター敷地を利用するため、自然環境等の影響は特にない。									
代替案との比較検討	<p>大阪府急性期・総合医療センター以外の災害拠点病院において建設を行う場合 大阪府急性期・総合医療センターは、基幹災害医療センターの指定を受けている。 基幹災害医療センターは、各都道府県毎に1箇所整備する必要があり、「地域災害医療センター」の機能を強化し、要員の訓練・研修機能を有するものであって、病院の規模、設立主体及び位置等を勘案して指定されている。さらに、大阪府地域防災計画の中で地域災害医療センターの活動に加え、患者の広域搬送にかかる地域災害医療センター間の調整の役割を担うこととなっていることから、大阪府急性期・総合医療センターに隣接して当該施設を整備するものであり、他の災害拠点病院にはこうした役割を求められていないことから、適当でない。</p> <p>他の公的施設の利活用 災害拠点病院との医療体制の連携が不可欠である。すなわち、医療用ガスなど配管を要するため、建物内に医療施設を整備する必要があり、広域災害・救急医療情報システムの端末を利用することができることと、トリアージ・タッグ(傷病者の治療優先順位を決定する際に用いる識別票)等災害時に必要となる物品が保管されていること、さらには、ヘリコプター発着施設等の広域搬送に要する施設が必要であるため、他の公的施設(教育施設等)を利活用することは困難である。</p>									
その他特記すべき事項	<p>「南海道地震」+震度7の直下型地震(上町断層系)が起こった場合の被害想定は以下の通りである。</p> <table border="1" data-bbox="1745 1207 2647 1348"> <tbody> <tr> <td>死者</td> <td>19,275人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>負傷者</td> <td>132,352人</td> <td>(100.0%)</td> </tr> <tr> <td>・うち要入院患者</td> <td>26,470人</td> <td>(20.0%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>「大阪府地域防災計画等」より</p> <p>大阪府立急性期・総合医療センターに災害拠点病院指定要件である、「災害時における患者の多数発生時(入院患者については通常時の2倍、外来患者については通常時の5倍程度を想定)に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペースを有することが望ましいこと」を充足させる施設を建設し、その施設内に医療用ガス配管などの医療設備を設置することは、大阪府の災害医療に対する取り組みを象徴するものとなるものであり、他の災害拠点病院の整備促進にも寄与するものである。</p>	死者	19,275人		負傷者	132,352人	(100.0%)	・うち要入院患者	26,470人	(20.0%)
死者	19,275人									
負傷者	132,352人	(100.0%)								
・うち要入院患者	26,470人	(20.0%)								